

事業者各位

中津市長 奥 塚 正 典

「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出について（依頼）

盛夏の候、貴社におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、本市の清掃行政に深い御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、事業活動に伴って生じた廃棄物の適正処理および再資源化の推進に取り組んでいます。中津市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 4 条第 1 項にて、「事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されています。

また、その適正処理と再資源化を推進するうえで、同条例第 4 条第 3 項、及び同施行規則第 4 条第 1 項の規定により、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 2 条に規定する特定建築物を所有する事業者」、「大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗」、「その他市長が必要と認める事業者」につきまして、事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の作成及び提出をお願いしております。

つきましては、下記のとおり送付しますので、内容をご確認いただき、必要書類を作成のうえ、提出していただきますようお願い申し上げます。

記

1 送付書類

- (1) 本依頼文
- (2) 関係法令抜粋
- (3) 事業系一般廃棄物減量計画書 様式
- (4) 事業系一般廃棄物減量計画書 記載例
- (5) 一般廃棄物管理責任者選任（変更）届 様式
- (6) 一般廃棄物管理責任者選任（変更）届 記載例
- (7) 事業系一般廃棄物の減量にむけて ～事業者のみなさまへ～
- (8) 2025 年度_事業者向け分別ガイドブック
- (9) リサイクルミニ集会申込書

2 提出書類

次の（１）、（２）について、必要事項を記載のうえ、提出してください。

（１）一般廃棄物管理責任者選任（変更）届

（２）事業系一般廃棄物減量計画書

※記載要領等については、別添の「事業系一般廃棄物の減量にむけて ～事業者のみなさまへ～」を参照してください。

3 提出方法

次の（１）、（２）のいずれかの方法で、下記担当者あて提出してください。

（１）Eメールにて、電子データを送付

（２）郵送又は持参にて提出

4 提出期限

令和8年12月25日（金）

5 備考

提出書類作成用の電子データについては、次の方法によりダウンロードできます。提出書類作成時にご利用ください。

（１）インターネットブラウザに下記の URL を入力し、ダウンロードページにアクセスする。

URL : <https://www.city-nakatsu.jp/doc/2026103000011/>

（２）下記の QR コードを読み取り、ダウンロードページにアクセスする。



担当者（提出先）：

〒871-0007

中津市大字蛸瀬 1366 番地 3(中津市クリーンプラザ)

中津市 企画市民環境部

清掃管理課管理係 藤本・前田

電話：0979-24-8527、0979-24-5374

ファックス：0979-26-1950

Eメール：

seisoukanri@city.nakatsu.lg.jp